

デイサービスセンターよしじま運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人清恵会が開設するデイサービスセンターよしじま（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう。
- 2 サービスの実施にあたっては、広島市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターよしじま
- 二 所在地 広島市中区吉島東二丁目17番5号

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、理事長の命を受けて事業所の職員の管理及び業務の管理を行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の生活相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- 三 介護職員 4名以上
介護職員は、利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助

言等を行う。

四 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理や療養上の世話並びに日常生活上の介護を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上

内 理学療法士 0名以上

作業療法士 0名以上

あん摩マッサージ師 0名以上

看護職員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業する。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。このうち、サービス提供時間は、午前9時15分から午後4時30分までとする。

第6条（サービスの利用定員）

事業所の定員は、1日30名とする。（介護予防通所介護に相当する第1号通所事業を含む。）

第7条（サービスの内容、形態）

サービスの内容は、居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等の相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

- 一 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介助
- ウ. その他必要な身体介護

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア. 衣類着脱の介助
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

四 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練

五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗動作の介助
- イ. 送迎

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

第8条（サービスの利用申し込み）

- 1 サービスを利用する者または居宅介護支援事業者は、所定の様式による利用申込書を事業所に提出するものとする。
- 2 事業所は、利用申込書を受理後速やかに本人又は家族へ連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画策定前であってもサービスが利用できるものとし、申込書は要介護認定及び居宅サービス計画作成後にあらためて提出しても差し支えないものとする。

第9条（サービスの利用料等及び支払いの方法）

- 1 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 第11条の通常のサービスの実施地域を越えて行うサービスに要した送迎に要する費用は、通常のサービスの実施地域を越えた地点から路程1kmあたり20円を実費として徴収する。
- 3 サービスにかかる食費（食材料費＋調理費）については、次の額を徴収する。
1日 795円 おやつ代含む
- 4 サービスにかかるオムツ代については、実費を徴収する。
- 5 その他、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては、実費を徴収する。
- 6 第2項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、同意を得る。
- 7 事業所の利用者等は、事業所の定める期日までに、利用料を現金または銀行口座振込または郵便振替等により納付するものとする。

第10条（緊急時における対応方法）

- 1 職員は、サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 サービスの実施中に天災その他の災害が発生した場合、職員は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

第11条（通常のサービスの実施地域）

通常のサービスの実施地域は、広島市（中区、南区及び西区のうち小河内町、上天満町、観音新町、観音本町、観音町、天満町、中広町、西観音町、東観音町、福島町、南観音、南観音町、都町、横川新町並びに横川町）の区域とする。

第12条（サービス利用に当たっての留意事項）

事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境を考慮して入浴場に以下のような留意事項を掲示するものとする。

- 一 体調の悪い方は、健康チェックを受けたうえで入浴をするかどうかの判断をすること。
- 二 貴金属を持ち込まないこと。
- 三 入浴中は浴場内を著しく不潔にしたり、公衆衛生に害を及ぼすような行為をしないこと。
- 四 酒気をおびて入浴しないこと。
- 五 その他職員の指示に従うこと。

第13条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

第14条（衛生管理及び職員の健康管理）

- 1 事業所は、サービスに使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。特に、給食担当職員の検便は、毎月1回以上行うものとする。

第15条（個人情報の保護）

- 1 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。
- 2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第16条（通所介護計画の作成等）

- 1 管理者は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。
- 2 管理者は、通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

第17条（サービス提供記録の記載）

事業所は、サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

第18条（苦情処理）

事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向け調査を実施し、改善の措置を講じ、

利用者及び家族に説明するものとする。

第19条（損害賠償）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第20条（身体的拘束その他の行動制限）

- 1 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。具体的には、身体拘束廃止に関する指針に従い次のとおりとする。
 - 一 職員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施及び身体拘束廃止委員会の開催など、身体的拘束等廃止のための体制の整備
 - 二 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める
 - 三 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画（緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書）の作成、利用者等又はその家族への説明の実施
 - 四 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明の実施
 - 五 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録の実施

第21条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第22条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、このサービスを行うため、ケース記録、通所決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月1日より一部改正。

この規程は、平成17年10月1日より一部改正。

附 則（平成22年5月22日規程第2号）

この規程は、平成22年5月22日から施行する。

附 則（平成23年1月2日規程第3号）

この規程は、平成23年1月3日から施行する。

附 則（平成23年11月20日規程第4号）

この規程は、平成23年11月21日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規程第7号）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年2月3日規程第6号）

この規程は、平成26年2月3日から施行する。

附 則（平成26年9月27日規程第40号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月8日規程第42号）

この規程は、平成26年10月8日から施行する。

附 則（平成27年3月1日規程第6号）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日規程第6号）

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日規程第32号）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年1月21日規程第12号）

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年3月26日規程第27号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月15日規程第46号）

この規程は、平成29年11月15日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規程第25号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月23日規程第12号）

この規程は、平成31年3月23日から施行する。

附 則（令和元年9月28日規程第70号）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規程第38号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この規程中第9条第3項の規定は、令和3年8月1日から施行する。